

呉港港湾計画の変更（一部変更・軽易な変更）について（報告）

呉港港湾計画（昭和34年10月策定）（川原石地区）について令和5年10月10日付けで、呉港港湾計画（阿賀マリノポリス地区）について令和5年11月30日付けで港湾法（昭和25年法律第218号）の規定に基づく変更を行いましたので、次のとおり報告します。

1 港湾計画について

「港湾計画」とは、港湾の開発、利用及び保全を行うに当たっての指針となる基本的な計画で、港湾法第3条の3に規定されている法定計画であり、重要港湾である呉港の港湾管理者である呉市は策定が義務付けられています。

また、港湾計画を変更する際は、港湾法第3条の3第3項の規定により、地方港湾審議会の意見を聴かなければならないこととなっています。

現在の呉港港湾計画は、平成12年11月に改訂し、その後も逐次軽易な変更を行っています。

2 呉港港湾計画（川原石地区）の軽易な変更について

(1) 変更理由及び変更内容

この度、川原石地区において、立地団体の要請及び土地需要の変化に対応するため、土地利用計画を変更しました。

(2) 土地利用計画の変更の概要

地区名	土地利用区分	面積（単位：ヘクタール）		
		変更前	変更後	増減
川原石地区	埠頭用地	11.9	11.9	0.0
	港湾関連用地	12.3	10.9	△1.4
	工業用地	14.9	14.9	0.0
	都市機能用地	0.0	1.4	1.4
	交通機能用地	3.9	3.9	0.0
	緑地	1.6	1.6	0.0
	合計	44.6	44.6	0.0

3 呉港港湾計画（阿賀マリノポリス地区）の一部変更について

(1) 変更理由及び変更内容

この度、阿賀マリノポリス地区において、複合一貫輸送による物流の効率化及び安定した輸送体系の確保のため、公共埠頭計画、水域施設計画、小型船だまり計画、港湾環境整備施設計画、土地造成計画、土地利用計画及び大規模地震対策施設計画を変更しました。

(2) 公共埠頭計画の変更の概要

RORO船（※1）による紙・パルプ等の内貿貨物（※2）を取り扱うとともに、鋼材等の外内貿貨物（※3）を取り扱うため、公共埠頭計画を変更しました。

地区	埠頭	施設諸元					
		変更前			変更後		
		水深	延長	バース数 (※4)	水深	延長	バース数
阿賀マリノポリス地区	阿賀マリノ岸壁	7.5 m	260 m	2バース	9 m	240 m	1バース
		—	—	—	7.5 m	130 m	1バース
		—	—	—	5.5 m	100 m	1バース

※1 RORO船

貨物を積んだトラックやトレーラー（荷台）をそのまま運べる船であり、船の前と後ろに出入口があって、トラックが自分で乗り（ロールオン）・降り（ロールオフ）をできるようになっています。

発地では、トレーラーヘッドとトレーラーが連結した状態で乗船して貨物を積んだトレーラーを切り離し、トレーラーヘッドだけが下船します。

着地では、トレーラーヘッドだけが乗船してトレーラーと連結し、そのまま下船して陸送します。

※2 内貿貨物

日本国内で行われる貿易のことを内貿といい、これで取り扱われる貨物を内貿貨物といいます。

※3 外内貿貨物

日本国内と日本国外との間の貿易のことを外貿といい、外貿と内貿で取り扱われる貨物を合わせて外内貿貨物といいます。

※4 バース数

港内で貨物の積卸しなどを行うために船舶が停泊する水域で、船1隻が作業を行うために占める水域を1バースと呼び、この数量がバース数となります。

(3) 水域施設計画の変更の概要

公共埠頭計画の変更に対応するため、航路、泊地及び航路・泊地を確保する必要があることから水域施設計画を変更しました。

地区	施設	施設諸元					
		変更前			変更後		
		水深	幅員	面積	水深	幅員	面積
阿賀マリノポリス 地区	航路	—	—	—	9 m	100 m	—
	泊地	7.5 m	—	13.8 ha	—	—	—
		—	—	—	9 m	—	0.9 ha
		—	—	—	5.5 m	—	0.2 ha
	航路・泊地	—	—	—	9 m	—	13.3 ha
		—	—	—	5.5 m	—	3.8 ha
—		—	—	7.5 m	—	3.3 ha	

(4) 小型船だまり計画の変更の概要

プレジャーボート、漁船等の利便性向上及び海域の適正利用を図るため、小型船だまり計画を変更しました。

地区	施設	変更前				変更後			
		計画収容隻数	施設の規模			計画収容隻数	施設の規模		
阿賀マリノポリス 地区	阿賀マリノポリス 船だまり	640隻	外郭施設	防波堤	850 m	526隻	外郭施設	防波堤	850 m
			係留施設	小型栈橋	4基		係留施設	小型栈橋	4基
				船揚場	45 m			船揚場	45 m
			港湾施設用地	埠頭用地	1.9 ha		港湾施設用地	埠頭用地	1.5 ha

(5) 港湾環境整備施設計画の変更の概要

良好な港湾の環境整備を図るため、港湾環境整備施設計画のうち、緑地計画を変更しました。

地区	名称	変更前		変更後	
		面積	主な用途	面積	主な用途
阿賀マリノポリス 地区	阿賀マリノポリス 地区緑地	4.0 ha	修景緑地 防災拠点緑地 緩衝緑地	2.5 ha	修景緑地 防災拠点緑地 緩衝緑地

(6) 土地造成計画及び土地利用計画の変更の概要

ア 土地造成計画

RORO貨物（※5）の新規受入れに伴い、一般貨物の荷役機能を維持するため、埠頭用地を確保する必要があることから土地造成計画を変更しました。

地区名	用途	面積（単位：ヘクタール）		
		変更前	変更後	増減
阿賀マリノポリス 地区	埠頭用地	0.0	0.2	0.2
	港湾関連用地	—	—	—
	工業用地	—	—	—
	交通機能用地	—	—	—
	緑地	—	—	—
	合計	0.0	0.2	0.2

※5 RORO貨物

RORO船により運搬する貨物

イ 土地利用計画

公共埠頭計画、小型船だまり計画及び緑地計画の変更に伴い、土地利用計画を変更しました。

地区名	土地利用区分	面積（単位：ヘクタール）		
		変更前	変更後	増減
阿賀マリノポリス 地区	埠頭用地	9.5	12.0	2.5
	港湾関連用地	9.1	9.8	0.7
	工業用地	21.6	20.1	△1.5
	交通機能用地	4.2	4.2	0.0
	緑地	4.0	2.5	△1.5
	合計	48.4	48.6	0.2

(7) 大規模地震対策施設計画の変更の概要

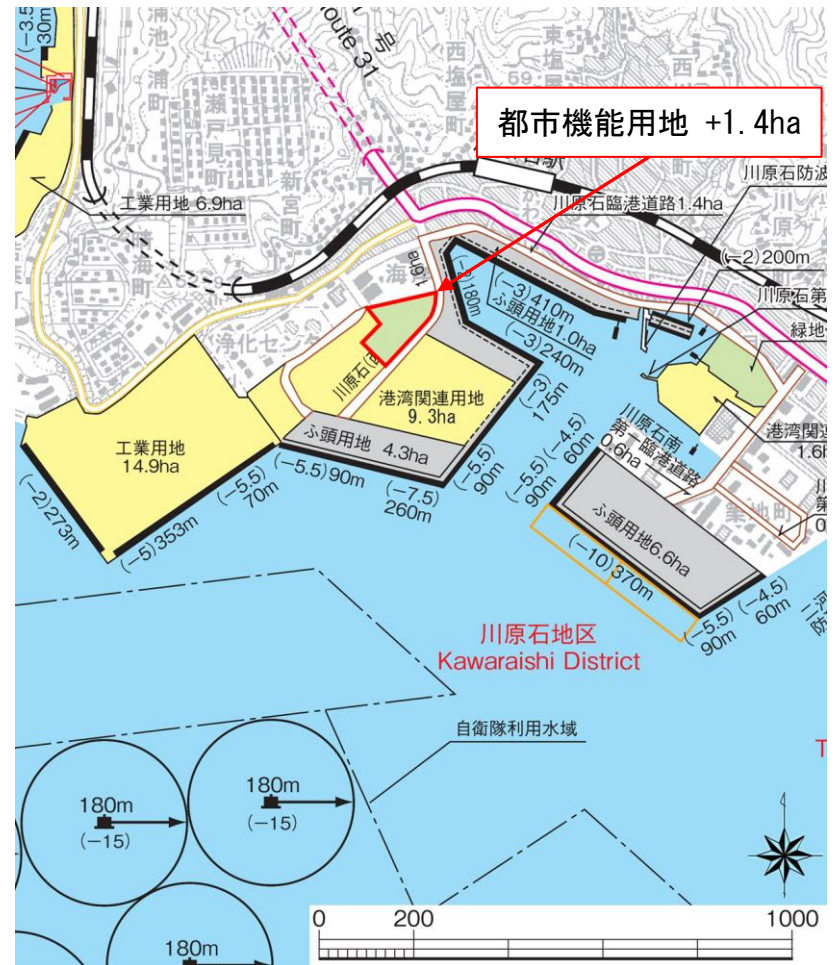
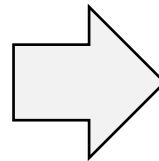
呉港では、南海トラフ巨大地震等、大規模地震災害時における安全で安心な市民生活を確保するため、海上からの緊急物資の輸送体制を早急に構築する必要があることから大規模地震対策施設計画を変更しました。

地区	施設名	変更前				変更後			
		水深	バース数	延長	機能	水深	バース数	延長	機能
阿賀マリノポリス地区	阿賀マリノポリス地区岸壁	7.5m	1バース	130m	緊急物資輸送用岸壁	9m	1バース	240m	緊急物資輸送用岸壁

川原石地区 港湾計画図（新旧図）

変更前

変更後



阿賀マリノポリス地区 港湾計画図（新旧図）

変更前

変更後

